# 仕　様　書

１　件　　名　　気候変動適応及びSDGsに関する調査・執筆支援業務

２　業務契約期間　　契約締結日～令和9年6月30日

３　業務実施場所　　請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)において行うものとする。

４　目　　的

NIESは気候変動適応法（平成30年法律第50号）の第11条に基づき、気候変動影響・適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や、地方公共団体や地域気候変動適応センターにおける気候変動適応に関する取組に対する技術的助言などを行っている。

本業務では、気候変動適応推進に向けた情報収集及びその整備を行うための支援を行うものである。

５　業 務 内 容

本業務に従事する者は、気候変動適応に関する国内外の情報収集及び調査研究を適切に遂行できる能力を有すること。特に、海外の学術論文、研究報告書及び行政機関等の公表資料を英語で読解し、必要な情報を抽出・整理できる英語能力を有すること。

業務の遂行能力については、気候変動適応に関連する修士号、又はこれと同等以上の能力もしくは業務経験を有すること。

業務開始後は月に１～２回程度業務の進捗をNIES担当者に報告する。また内容確認に関しては、要件別に進捗報告をメールやチャット等にて都度行うこと。報告及び打合せは電話やメール、オンライン会議(Microsoft Teams又はZoom）で行い、その都度業務の進め方を相談し指示を受けること。

(1)レポート作成支援
レポート「SDGsのシナジーとトレードオフ」に関して、①全体内容の整合性チェック、②テーマ別書方針（10件程度）の内容確認と修正案の作成を行う。

(2)書籍作成支援
書籍「60分でわかる！ 気候変動 超入門」に関して、62件程度の内容チェック及び必要に応じた修正案の作成を行う。

(3)学会設立準備支援
日本気候変動適応学会の設立に向けて、既存学会の設置要綱を10件程度調査し、日本気候変動適応学会の要件を整理する。

(4)気候変動適応実践に向けた情報収集支援
地域において気候変動適応を推進するために、NIES担当者が提示する10件程度の課題についてその解決策に通ずる情報を国内外の事例等を用いて整理する。

６　成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を電子媒体でNIES指定のBox等のオンラインストレージへのアップロードにてNIES担当者へ提出するものとする。

（1）報告書、修正案、調査結果一覧、課題別整理資料等一式　（電子ファイル）１部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

| |
|---|
| リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます<br>この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。 |

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html）を参考に適切な表示を行うこと。

7　著作権等の扱い

(1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。

(2)請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8　情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。

(2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。

(3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

(4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

(5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。

(6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

(7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

(8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）

- 請負者の資本関係
- 請負者の役員等の情報
- 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
- 請負業務の実施場所

9　検　　査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

10　協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11　そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。